

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年1月10日	令和8年1月26日	<p>大正区の公開決定(令和7年12月25日付大大正総第131号)で公開された「令和7年度区民アンケート集計結果一覧(経年比較)」には、項番9に「あなたは『地域活動協議会』を知っていますか。(知っている)と回答した割合」として、令和5年度、令和6年度、令和7年度がそれぞれ43.6%、65.6%、71.6%であり、いずれも前年度より割合が増えていることが示されています。</p> <p>この文書は「『区政に関する区民アンケート』の結果を『施策を進めるうえでの参考資料として役立っている』具体事例が分かる文書」として公開されたものです。しかし、公開された文書には単に区民アンケートにおける回答割合の増減が記載されているのみであり、これがどのように「施策を進めるうえでの参考資料として役立っている」のかは分かりません。</p> <p>区民アンケートによる回答割合の増減をどのように「施策を進めるうえでの参考資料として役立っている」のか具体的にわかる文書を公開してください。</p> <p>この項番9については、地域活動協議会の認知度向上に向けた施策、事業の評価のためのものであるはずで、それがわかる文書は存在しているはずで、一例としては、市民局の照会に対する回答がそれに該当するはずで、</p> <p>また、大正区はこの公開請求で「根拠が分かる文書」とした請求については、不存在による非公開決定(令和7年12月25日付大大正総第132号)とし、不存在理由として</p> <p>「区政に関する区民アンケート」の結果については、当区において各事業の見直しや改善に繋がるよう役立っているが、「区政に関する区民アンケート」の結果を役立てることができていると判断する根拠が分かる文書については、当区においては当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>としています。</p> <p>しかし、「当区において各事業の見直しや改善に繋がるよう役立っている」と言う以上、そのように判断する根拠がないはずはなく、また、その根拠が示された文書が存在しないはずはありません。</p> <p>改めて特定することを求めます。</p> <p>なお、この不存在決定の理由付記には、情報公開条例解釈、運用の手引きにある「なぜ作成または取得していないのか」に相当する記載は全くありません。この手引きには「説明責任を果たす観点から」とあり、文書不存在であっても「『区政に関する区民アンケート』の結果を役立てることができていると判断する根拠」を説明する上で問題がないということを不存在理由で示す必要があるはずで、</p> <p>不存在とするのであれば、この点に関する十分な記載も求めます。</p>	不存在	号	大正区	総務課(庶務)
				号		
				号		